

親任官任命(一名)

内閣人第一九七号

案起

平成二〇年一〇月三〇日

裁可

平成年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣總務官

内閣



和

生



内閣官房副長官

生



鳩山国務大臣

舛添国務大臣

浜田国務大臣

野田国務大臣

森国務大臣

石破国務大臣

甘利国務大臣

与謝野国務大臣

中曾根国務大臣

二階国務大臣

小渕国務大臣

河村国務大臣

中川国務大臣

金子国務大臣

甘利国務大臣

与謝野国務大臣

塙谷国務大臣

齊藤国務大臣

佐藤国務大臣

佐藤国務大臣

その後任として、内閣は高等裁判所長官竹崎博允を最高裁判所長官に指名し、左のとおり

最高裁判所長官島田仁郎は裁判所法第五十条の規定により十一月二十一日定年退官となりますので、

閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所長官に任命する

高等裁判所長官 竹崎 博允

裁判所													
年号		出生地		現住所		本籍		氏名	旧氏名	年月日			
月													
日													
事													
一丁													
四九	四七	四四	四二	四一									
四	七	四	三	九									
五	一	八	二八	三〇									
判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定に 東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	広島地方裁判所判事補に補する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	竹嶋博允	たけさきひろのぶ	昭和十九年七月八日			
		最高裁判所	内閣	最高裁判所									

2丁					裁判所			年号		月日		事項		最高裁判所		
昭和五二	四	一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	鹿児島地方裁判所判事補に補する	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	兼ねて鹿児島家庭裁判所判事補に補する	名瀬簡易裁判所判事に補する	鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる	名瀬簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	に指名する	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	千葉地方裁判所判事補の職務代行を命ずる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	補につき任期終了	
五四	四	一	一一	一一	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七	一	一	千葉地方裁判所判事補の職務代行を免ずる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	補につき任期終了	東京高等裁判所										

竹崎博允

裁判所

年号

月

日

事項

項目

序名

昭和五四

四

八

同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる
判事に任命する最高裁判所
内閣

五六

四

八

東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる最高裁判所
内閣

五九

一四

一四

司法研修所教官に充てることを解く
最高裁判所事務総局第二課長を命ずる最高裁判所
内閣

五七

一三

一三

兼ねて最高裁判所事務総局第三課長を命ずる
最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる最高裁判所
内閣

八

一一

一一

最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる最高裁判所
内閣

する

最高裁判所
内閣

兼ねて最高裁判所幹事に任命する

最高裁判所
内閣

法制審議会幹事に任命する

最高裁判所
内閣

3丁

六一

九

一一

兼ねて最高裁判所事務総局総務局統計課長を命ずる

最高裁判所
内閣

竹崎博允

4丁		裁判所		年号	月	日	事項	府名
リ	七	昭和六一	八	一	最高裁判所事務総局総務局統計課長の兼務を免ずる	最高裁判所		
一	一	六三	四	九	最高裁判所事務総局総務局制度調査室長の兼務を免	最高裁判所		
一	一	平成元	四	七	最高裁判所事務総局第一課長を免ずる	最高裁判所		
一	一	二	三	八	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所		
一	一	五	一五	八	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所		
一	一	六	一一	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所	内閣	最高裁判所	竹崎博允
一	一	七	一一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所	内閣	最高裁判所	竹崎博允
一	一	八	一一	東京高等裁判所事務局長を命ずる	東京高等裁判所	内閣	最高裁判所	竹崎博允
一	一	九	一一	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所	内閣	最高裁判所	竹崎博允
一	一	十	一一	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所	内閣	最高裁判所	竹崎博允

竹崎博允

裁判所										年号	月日	事項	最高裁判所
平成八	九	一	一	一部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所事務総局經理局長を命ずる	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所					
一九	一一	一二	一三	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局經理局長を命ずる	最高裁判所事務総局經理局長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	最高裁判所
二	一八	六	一四	最高裁判所事務総局經理局長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	最高裁判所
九	二六	七	一〇	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	最高裁判所
東京高等裁判所長官に補する	名古屋高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用審査会委員に任命する	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	最高裁判所
最高裁判所	最高裁判所	内閣	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	最高裁判所

竹崎博允

6丁

裁 判 所

年号

月三日

事

項

法務省
廳

竹崎博允